

佐賀県告示第 214 号

家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号)第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり監視伝染病検査を実施する。

平成 27 年 4 月 17 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 実施の目的

牛のブルセラ病、結核病及びヨーネ病、馬伝染性貧血並びに鶏の家きんサルモネラ感染症(ひな白痢)の発生予防並びに牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予察のため

2 実施する区域

県内全域(牛のブルセラ病、結核病及びヨーネ病の検査については、家畜保健衛生所長が指定した市町又は指定する区域)

3 実施の期日

平成 27 年 4 月 27 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間(1 に掲げる発生予察のための検査については、6 月下旬、8 月中旬、9 月下旬及び 11 月中旬)において、家畜保健衛生所長が指定する日

4 検査の別、実施の対象となる家畜の種類及び範囲並びに検査の方法

検査の別	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	検査の方法
ブルセラ病検査	乳用雌牛及び種雄牛並びにこれらの牛と同居している牛(生後 90 日未満のもの及び家畜保健衛生所長が認めたものを除く。)	血清学的検査(急速凝集反応法、酵素免疫測定法及び補体結合反応法)、疫学的検査及び臨床検査
結核病検査	"	ツベルクリン皮内反応法、疫学的検査及び臨床検査
ヨーネ病検査	"	予備的抗体検出法、リアルタイム PCR 法、皮内反応法、疫学的検査及び臨床検査

馬伝染性貧血検査	家畜保健衛生所長が必要と認めた馬	血清学的検査(寒天ゲル内沈降反応法)、疫学的検査及び臨床検査
家きんサルモネラ感染症(ひな白痢)検査	種鶏業者が飼育している種鶏	血清学的検査(急速凝集反応法)、細菌学的検査及び臨床検査
アカバネ病検査	未越夏牛で家畜保健衛生所長が必要と認めたもの	臨床検査及び血清学的検査(中和試験)
チュウザン病検査	〃	〃
アイノウイルス感染症検査	〃	〃
イバラキ病検査	〃	〃
牛流行熱検査	〃	〃

## 5 その他

実施の日程その他検査の詳細については、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長から市町長を通じ、検査の対象となる家畜の所有者又は管理者に通知する。